



**【自賠責保険】はこんな保険です！**

自動車や原動機付自転車など道路を運行する全ての車には、自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づき自賠責保険(共済)に加入が義務づけられ、自賠責保険証明書を自動車に備え付けなければなりません。たとえ事故を起こさなくても、自賠責に未加入で運行した場合は「1年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」、証明書を所持していないだけでも「30万円以下の罰金」が科せられます。また無保険での運転は交通違反となり「違反点数6点が付され免許停止処分」となります。

※ 自賠責に加入せずに人身事故を起こすと、もともと自賠責から支払われる賠償金がすべて自己負担になります。たとえ任意保険に加入していても支払われるのは自賠責の補償限度額を超えた額のみです。

**【 傷害による損害の補償内容 】**



支払限度額 (被害者1名につき)	<b>120万円</b> まで
------------------	-----------------

補償内容(支払いとなる損害)		支払基準	
治療関係費	治療費	診察料、手術料、投薬料、処置料、入院料等の費用	治療に要した必要かつ妥当な「実費」
	看護料	原則として12歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料	入院1日「4,100円」、自宅看護が通院1日「2,050円」 これ以上の収入減の立証で近親者「19,000円」 それ以外は地域の家政婦料金が限度額
	諸雑費	入院中に要した雑費	原則として1日「1,100円」
	通院交通費	通院に要した交通費	通院に要した必要かつ妥当な「実費」
	診断証等費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料	発行に要した必要かつ妥当な「実費」
	義肢等費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用	発行に要した必要かつ妥当な「実費」 眼鏡の費用は「50,000円限度」
休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少(有給休暇の使用、家事従事者を含む)	原則として1日「5,700円」これ以上の収入減の立証で「19,000円限度」としてその「実額」	
慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1日「4,200円」が支払われ、対象日数は被害者の傷害の状態、実治療日数などを勘案しての治療期間内	
文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料	発行に要した必要かつ妥当な「実費」	

**【 死亡による損害の補償内容 】**



支払限度額 (被害者1名につき)	<b>3,000万円</b> まで
------------------	-------------------

補償内容(支払いとなる損害)		支払基準
葬儀費	通夜、祭壇、火葬、墓石等の費用(墓地、香典返しなどは除く)	「60万円」が支払われ、立証資料などにより明らかに超える場合、「100万円限度」に妥当な額
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得たであろう収入から、本人の生活費を控除額	収入および就労可能期間、そして被扶養者の有無などを考慮し算出
慰謝料	被害者本人の慰謝料	一律「350万円」
	遺族の慰謝料は、遺族慰謝料請求権者(被害者の父母、配偶者及び子)の人数により異なる	請求者1名で「550万円」、2名で「650万円」、3名以上で「750万円」が支払われ、被害者に被扶養者がいるときはさらに「200万円が加算」

**【 後遺障害による損害の補償内容 】**



支払限度額 (被害者1名につき)	① 常時介護を要する場合(第1級)	<b>4,000万円</b> まで	② 左記以外の後遺障害 (第1級) <b>3,000万円</b> ~ (第14級) <b>75万円</b>
	随時介護を要する場合(第2級)	<b>3,000万円</b> まで	

補償内容(支払いとなる損害)		支払基準
逸失利益	身体に残した障害による労働能力の減少で、将来発生するであろう収入減	収入および障害の各等級(第1~14級)に応じた労働能力喪失率で、喪失期間などによって算出
慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償	・上記①の場合、(第1級)1,600万円、(第2級)1,163万円+初期費用(第1級)500万円、(第2級)205万円が加算 ・上記②の場合、(第1級)1,100万円~(第14級)32万円 第1~3級で被扶養者がいる場合は増額

# 自賠責保険と自動車保険をセットで加入するメリット!



自動車保険は「自賠責でカバーしきれなかった損害を補償」します!



人身事故を起こしてしまった場合、被害者の身体の損傷に対する補償は、加入が義務付けられている「自賠責保険(強制保険)」(以下、「自賠責」といいます)と、加入が自由である「自動車保険(任意保険)」(以下、「自動車保険」といいます)から補償されます。自賠責は、「被害者に対する最低限の救済を目的」とした保険であり、補償額や補償範囲が限定的で、「損害額が補償額の上限を超えた場合」や「補償範囲でない損害の場合」など『自賠責ではカバーしきれない損害を補償するのが自動車保険』です。



自動車保険には「自賠責の補償を一括して支払うサービス」があります!



自動車保険には、被害者に対し自動車保険の保険会社が「自賠責の補償部分を含め一括して保険金を支払う」『一括払サービス』というものがあります。このサービスは、『自賠責の有効性の確認(現存確認)』ができることが前提です。そのため、まず①「お客さまに自賠責証明書の写しの提出を依頼」、②「証明書番号と付保会社の確認」、③「証明書番号を元に付保会社に照会」を行い自賠責が有効であるか確認します。



自賠責の「有効性の確認(現存確認)」ができるまでには時間がかかります!



自動車保険と自賠責の保険会社が違う場合、自賠責の保険会社に「現存確認の照会を行ってから回答が出るまで1週間から2週間」の時間がかかります。また「事故により車が廃車」になったり、「証明書の紛失」等で証明書番号がわからないような場合、『警察の事故証明書』で確認するか、弁護士に依頼をし順番に各保険会社に照会をかけて確認することになります。この場合、最低でも『1週間から1ヶ月程度』時間がかかります。



自賠責の「有効性の確認ができるまで保険金は支払われません」!



人身事故の場合、負傷者の病院の初回治療費を、お客様もしくは被害者の方が立替えて支払うケースが多々あります。自動車事故での治療は「自由診療の扱いとされる病院が一般的」であるため、『立替えの治療費も数万円におよぶ』ことがほとんどです。自賠責の有効性の確認に時間がかかり、立替えの治療費の支払いに何日もかかってしまい保険会社と被害者の方、またはお客様とのトラブルに繋がってしまうことがあります。



自動車保険と自賠責をセットしておく「有効性の確認が即日可能」です!



自賠責と自動車保険を「同じ保険会社にしておく」、更に「取扱代理店を同じにしておく」とお客様からの「証明書の写しの提出も削減」でき、『保険金の請求手続きが簡略化』されます。その上「自賠責の有効性の確認も即日可能」で、『保険金の支払いがスピーディー』になります。ぜひ『自賠責保険』も『自動車保険』と一緒にF・アドバンスにお任せください!